新型コロナウイルスに関する注意喚起 (パラー州における規制の緩和)

パラー州政府は新たな知事令に基づき、12月6日より州内全域の 規制を緩和したところ、主な概要は以下のとおりです。

- 1 商業施設(レストラン、バー、ナイトクラブ)、映画館、劇場、スポーツジム、観光地や各イベントを開催する民間・公共施設での入場者数制限を撤廃。ただし、入場者はワクチン接種証明書(2回目まで)の提示が必要。
- 2 ワクチン接種を受けていない者であっても、同接種を受けられない理由を明記した医師の診断書または、48時間以内に受検したPC R検査の陰性証明書を提示することで上記施設に入場可能。
- 3 ワクチン接種率が市民の70%以上を占める自治体は年末のイベント開催が認められ、接種率が市民の80%以上を占める自治体は来年のカーニバルの開催が認められる。
- 4 本知事令に違反した個人または法人は厳重注意処分となり、改善が見られない場合には1日あたり150レアル(個人)または5万レアル(法人)の反則金と事業の停止が命じられる。
- ○年末年始の休暇シーズンを控え、旅行や外出する市民も増えてきますが、今後、感染者数が増加する可能性もありますので、引き続き十分ご注意願います。